

道路位置 指定・変更・廃止 承諾確認書

法定外権利者用

公図:1/500・600 ( )

公図交付年月日

年 月 日

- ※ 道路の部分以外の土地・建物の権利者で、道路位置指定がされることにより、建築基準法の制限がかかる権利者に対し、制限の内容を説明し承諾を得てください。
- ※ 関係土地及び位置指定・変更により建築基準法の制限を受けることとなる土地の表示された公図上に、方位、接続する道路及び指定・変更・廃止を受けようとする道路の区画を正確に表示してください。
- ※ 公図が不明確な場合は、権利者と境界確認を行い、実測図を作成の上、申請道路の位置及び形態を記入してください。
- ※ 登記簿との照合は、申請者において行ってください。
- ※ 個人情報につき、取扱いには十分注意してください。

公図貼付欄  
公図をこの部分に貼付けの後、複写して使用してください。

申請道路の位置 福山市

福山市長 様

道路の位置の指定がされることにより、建築基準法の制限がかかる全ての土地及び建築物の権利者に対し、制限の内容を説明し、次の権利者から承諾を受けました。承諾が得られないまま道路の位置の指定・変更・廃止がされた後、紛争が発生した場合は、自らの責任において解決します。

年 月 日 申請者住所・名前

土地・建物の 地名地番	地目	権利・持分	住所・名前・電話番号	承諾の有無 (○ ×)
			Tel - -	
			Tel - -	
			Tel - -	
			Tel - -	
			Tel - -	
			Tel - -	
			Tel - -	
			Tel - -	
			Tel - -	
			Tel - -	

※ 公図中表示されている道が、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路に指定されると、あなたの敷地が当該道路に接している場合、道路となる部分には、建築物が建築されることは無くなりますが、あなたが、建替え等を行う時点で、一般の道路と同様、当該道路の反対側の境界線からの距離に応じて、建築物の高さの制限が適用されることとなります。法律上、道路の土地の権利者以外の権利者による承諾が得られない場合でも、福山市は、道路位置指定を拒むことはできないので、承諾できない場合は、その事由について、申請者と十分な協議調整をされるようお勧めします。

福山市建設局建築部建築指導課